

# 議会改革検討会 30年検討結果報告

平成31年2月

豊島区議会 議会改革検討会



## 報告に当たって

今期の議会改革検討会は、平成29年1月20日の正副幹事長会の決定により設置され、当初は、「障害者に配慮した議会体制」、「一般質問」及び「費用弁償」の3項目について、その後、追加項目として「政務活動費領収書等のインターネット公開」について、検討の下命がありました。委員各位の熱心な協議を終え、検討結果報告として正副議長並びに正副幹事長会に報告できますことは大きな喜びです。

4項目のうち、「費用弁償」及び「政務活動費領収書等のインターネット公開」についてはすでに検討が終わり、平成29年5月に費用弁償のうち日額旅費を全廃し、平成31年1月には、平成29年度分政務活動費に係る領収書等の区議会ホームページ掲載を行いました。また、「障害者に配慮した議会体制」に関しては、全議員を対象とした障害者差別解消法に係る勉強会の開催を議長に提言して平成29年7月に議員勉強会を開催し、平成30年7月には豊島区障害者団体連合会を対象とした議会施設見学会等を行い、実際に障害のある方からご意見を伺う等の取組を行ってまいりました。

なお、「一般質問」など、今期の検討会において協議を重ねたものの意見の一致をみなかった項目もありますが、これらについては、引き続き精力的な検討が必要と考えております。

本検討結果が正副幹事長会での更なる議論の成熟、改革案の実行にとって有用な資料として活用されることを心から祈念するとともに、副会長はじめ、委員各位のご協力に衷心より感謝申し上げます。

平成31年2月6日

議会改革検討会

会長 竹下ひろみ

## 目次

1. 障害者に配慮した議会体制について	1
(1) 磁気ループを設置している施設である旨の標示 ◆(実施済)	1
(2) 事務局窓口での携帯用磁気ループの活用 ◆(実施済)	1
(3) 点字による請願・陳情の受理 ◆(実施済)	2
(4) 勉強会の開催 ◆(実施済)	2
(5) 携行品に係る規定の改正 ◆(実施済)	2
(6) 傍聴人の守るべき事項に係る規定の改正 ◆(実施済)	3
(7) 障害者団体等当事者から意見を聴く機会の設定 ◆(実施済)	3
(8) 点字ブロックの設置、ドア周辺への点字表示 ★	3
(9) ホームページにおけるテキスト版記事の採用 ★	4
(10) 本会議一般質問のインターネット配信時の手話通訳 ◆(意見が一致)	5
(11) 本会議一般質問の録画配信時の字幕表示 ◆(意見が一致)	6
(12) 議会独自の対応要領の作成 ★	6
2. 一般質問について	8
(1) 質問方式(一問一答方式の検討) ★	8
(2) 持ち時間制の検討 ★	9
3. 費用弁償について	9
(1) 日額旅費の全廃 ◆(実施済)	9
4. 政務活動費領収書等のインターネット公開について	10
(1) 政務活動費領収書等のインターネット公開 ◆(実施済)	10
豊島区議会 議会改革検討会の設置について	12
豊島区議会 議会改革検討会運営要綱	13
正副幹事長会報告書	14
検討経過一覧	19
議員勉強会 尾上副議長議場等視察時のコメント	22
障害者に配慮した議会体制に向けたアンケート	25
障害者に配慮した議会体制に向けたアンケート 集計	27
施設見学会報告書	28
議会施設見学会でのご意見等に対する議会改革検討会の考え方について	32
議会改革検討会委員名簿	36

◇ 本報告は、原則として各検討項目における検討結果を記載し、結論に至っていない場合は「検討の視点と課題」及び各意見を記載しています。

「◆」…結論が出た項目。

「★」…結論に至らなかった項目。

◇意見の中に出てくる会派名は、現在の会派名(略称)を記載しています。無所属議員3名のうちからは、代表者1名が平成29年5月11日から出席しており、無所属と表記しています。

## 1. 障害者に配慮した議会体制について

### ○検討の視点と課題

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律が平成25年に制定され、平成28年4月1日に施行されたことに伴い、議会としての不当な差別的扱いの禁止、合理的配慮の提供について検討する。

検討開始時（平成29年2月8日現在）の取組状況

#### ①議場への磁気ループシステム設置

東西の傍聴席の一部床下に磁気ループアンテナを埋設し、貸出用受信機（5台）を用意

#### ②委員会室への磁気ループシステムの導入

委員会室、議員協議会室への可動式磁気ループシステムの導入を検討中  
⇒平成29年3月中に携帯型の磁気ループシステムを購入し、傍聴者から希望があった場合に設置した。受信機は、本会議用のものを使うことができる。

#### ③議場の車いす席スペース

東西の傍聴席に2席ずつ用意

#### ④傍聴者への手話通訳の仲介

平成28年第4回定例会より、手話通訳希望者には手話通訳派遣センターへの仲介を開始

#### ⑤区議会だより

点字版、テープ版の区議会だより作成、難語へのルビ、用語説明

障害者差別解消法の理念に基づき、合理的な配慮の提供として、次の項目が課題として挙げられた。ソフト、ハードともに、前向きに整備に取り組み、実施できる事項から実施していくべきことで、意見が一致した。

### （1）磁気ループを設置している施設である旨の標示 ◆（実施済）

平成29年10月25日、ヒアリングループマークを議場前に標示

一般社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会が管理、利用を提唱しているヒアリングループマークの利用を申請し、標示した。

### （2）事務局窓口での携帯用磁気ループの活用 ◆（実施済）

平成29年9月27日、事務局窓口にて供用開始

耳の聴こえにくい方が事務局に用事がある場合、窓口で大きな声で話さなければならなくなる考えられる。このような方々のプライバシーに配慮するため、窓口用の小規模な磁気ループシステムを導入した。

---

### (3) 点字による請願・陳情の受理 ◆ (実施済)

平成29年9月20日、豊島区議会会議規則の一部改正を議決

豊島区議会会議規則に定められている請願・陳情に関する事項に関して、点字により記載された請願書・陳情書を受理することについて処理手順の整理を図るべきであるということ意見が一致した。点字による請願・陳情が提出されたときには、窓口で一旦預かり、事務局にて点字に翻訳、相手方と内容を確認の上、受理することとした。この旨平成29年9月13日に正副幹事長会へ報告し(P-15のとおり)、同月19日に決定された。

平成29年第3回定例会にて、上記規則を改正した。

---

### (4) 勉強会の開催 ◆ (実施済)

平成29年7月28日、全議員を対象とした勉強会を開催

全議員を対象とした、障害者差別解消法に係る勉強会を実施するということで、会派の意見が一致し、平成29年4月21日、正副幹事長会へ報告した。(P-14のとおり)

平成29年7月28日、「障害者差別解消法と議会での取り組み」と題し、特定非営利活動法人DPI(障害者インターナショナル)日本会議副議長である尾上浩二氏を講師に招き、勉強会を開催した。2副区長をはじめ合計19名の理事者も出席した。

講義、質疑応答に先立ち、区議会の施設・設備について視察いただき、コメントをいただいた。(P-22のとおり)

---

### (5) 携行品に係る規定の改正 ◆ (実施済)

平成29年9月20日、豊島区議会会議規則の一部改正を議決

豊島区議会会議規則に定められている、議場に入る者が着用し、携帯してはならないものについて、つえを日常的に使用している場合、必需品となっている場合等が考えられるため、「帽子、外とう、えり巻、つえ、かさの類」という特定の事物を例示する表現を改めるべきであるということ意見が一致した。

平成29年9月13日に正副幹事長会へ報告し(P-15のとおり)、同月19日に決定され

た。平成29年第3回定例会にて、上記規則を改正した。

---

#### (6) 傍聴人の守るべき事項に係る規定の改正 ◆ (実施済)

平成29年11月1日、豊島区議会傍聴規則の一部改正を議長決定

豊島区議会傍聴規則に定められている、傍聴人の守るべき事項に係る「帽子、外とう、えり巻の類」と表現されている、傍聴人が着用してはならないものについて、病気治療のため帽子を使用していること等も考えられるため、これに関する規定を撤廃するべきであるということで意見が一致した。

平成29年9月13日、正副幹事長会へ報告し(P-15のとおり)、上記規則を改正した。

---

#### (7) 障害者団体等当事者から意見を聴く機会の設定 ◆ (実施済)

平成30年7月25日、議会施設見学会実施

豊島区内の障害者団体に対し、障害者に配慮した議会体制に向けたアンケートを実施した。障害者団体6団体が構成する連合会の定例会に、議長(前会長)、副会長が出席し、アンケート(P-25のとおり)の趣旨及び議会施設見学会について説明を行った。

6団体より、連合会で議会施設見学を希望する旨の意見があり、連合会を対象とした議会施設見学会を実施した。(アンケートの集計結果(P-27)及び議会施設見学会報告書(P-28)のとおり)

---

#### (8) 点字ブロックの設置、ドア周辺への点字表示 ★

##### ○検討結果

点字ブロックの設置、会派控室ドア周辺への点字表示をすべきという意見があるが、職員の対応で合理的配慮が行われている現状説明もあり、一致に至っていない。

##### ○主な意見

(設置してはとする意見)

- ・ エレベーターホールに設置してある階全体の案内板には、会派控室、トイレ等について点字を付しているが、そこに案内板があることがわからないと、点字を読み取ることができない。点字ブロックを設置して、案内板がわかるようにし、会派控室ドア周辺等に点字表示をしてはどうか。(日本共産党)

(現状)

区役所の総合案内のある1階フロア、区民部の窓口のある3階フロア、保健福祉部の窓口のある4階フロアに点字ブロックが設置されている。9階には設置されていないが、1階の総合案内で受付をして、9階に用事があるのであれば、職員が同行して事務局の窓口まで案内し、事務局職員に引き継ぐという合理的配慮はされている。

---

(9) ホームページにおけるテキスト版記事の採用 ★

○検討結果

テキスト版を掲載すべきという意見があるが、今後も各会派の政務活動費収支報告書、領収書等の資料はPDF版でも読み取ることができないこともあり、すべてテキスト版で記事掲載することについては一致に至っていない。

○主な意見

(テキスト版記事とすべきとする意見)

- ・ 区議会ホームページに掲載されているデータはPDF形式が多い。PDFデータの読み取り(ソフト)もないわけではないが、目の不自由な方が読み取りソフトを使うには、テキスト版があるとよい。広報としまは、音声、PDF版、テキスト版があり、同じようなレベルにする。PDF版については、できるだけテキスト文書をつけるようにする。(日本共産党)
- ・ 要望があるのだから、エクセルやワード、テキスト文書を設定すべきと考える。その際、転用・悪用という問題にもしっかりと対応すべき。(無所属)

(PDF版でもよいとする意見)

- ・ ワード化、エクセル化、テキスト化をせずとも読み上げソフトに対応することはできると考える。PDF版も、規格に適したものでつくればテキストデータとしてコピーもできるので、問題ないのではないか。ワード、エクセルが入っていない方のことを考えると、PDFデータのほうが親切なケースもありうる。また、ワード、エクセルのように簡単に編集できるものをホームページにアップすることについては、ちょっと問題があるのではないか。(自民党豊島区議団)
- ・ PDFデータでも読み上げられるように取り組む。(民主ネット)
- ・ PDF対応でよいと思うが、読み取ることができないPDFデータは、データ側の問題か、読み上げソフト側の問題か、確認してからの対応を。(都民ファーストの会としま)



(現状)

ホームページを作成するに当たっては、PDFデータにおいても、読み上げソフトに対応した形式での掲載を基本に取り組んでいる。ただし、各会派の政務活動費収支報告書、領収書等の資料は、悪用、改ざん防止の点などから、読み上げソフトに対応していない写真形式で掲載することとしている。

(10) 本会議一般質問のインターネット配信時の手話通訳 ◆ (意見が一致)

○検討結果

豊島区手話言語の普及及び障害者の多様な意思疎通の促進に関する条例を全会一致で可決したことを受け止め、本会議一般質問のインターネット配信時の手話通訳の導入に向けて進めることで意見が一致した。

なお、手話通訳者は、別室にて通訳を行い、手話通訳の映像と議場の映像を合成して、配信を行う。

また、手話通訳映像を議場モニターに映し、傍聴者も手話通訳映像を視聴することができるようにする。

【今後の課題】

導入時期については、手話通訳者の対応状況等を考慮した上で、早期の実現を目指すこととする。

○主な意見

- ・ ライブ中継の場合は、ニュアンスがうまく伝わるかについて検討する必要がある。(自民党豊島区議団)
- ・ 機械、通訳者の両面で技術的に問題がなく、映像の合成についても問題はクリアされているのであれば、進めていただきたい。(自民党豊島区議団)
- ・ 議場で通訳するとなると、手話通訳者には非常にプレッシャーがかかる。この点の検討も必要。(公明党)
- ・ 議場モニターについても、活用する方向で進めていただきたい。(公明党)
- ・ ライブ中継においても、手話通訳の導入は必要と考える。(日本共産党)
- ・ 早期の実施に向け、正副幹事長会で準備状況を確認の上、進めていただきたい。(日本共産党)
- ・ 議会施設見学会において、手話通訳者の立ち位置が危険との意見が出された。それならば、本会議場で登壇者のとなりに手話通訳者が立ち、スクリーンに映してはどうか。これならば通訳者が危険ということはないし、その様子を収録すれば、ライブ中継にも、録画中継にも対応可能となる。(民主ネット)
- ・ 検討会の中でも最優先事項としてとらえている。正副幹事長会でも、できるだけ早い実現を目指して検討いただくということを確認したい。(民主ネット)
- ・ 議場に通訳者が入る場合は、通訳者もカメラに納めなければならないので、技

術的な検討も必要と思われる。(都民ファーストの会としま)

- ・ 開始時期、技術的な課題は今後の取組に委ね、早期実施をしていただきたい。(都民ファーストの会としま)
- ・ 本会議場の演壇のそばで立ちながら手話通訳をし、それを議場のモニターを通じてリアルタイムで映像を流す。その場で傍聴する方も画面を通じて理解できるし、事後のインターネット中継においても特別なコストなしで配信することができる。また、手話通訳者の安全も確保できる。(無所属)
- ・ 手話通訳者の立場を考えると、別室で通訳することについて、了解できる。(無所属)

---

## (11) 本会議一般質問の録画配信時の字幕表示 ◆ (意見が一致)

### ○検討結果

豊島区手話言語の普及及び障害者の多様な意思疎通の促進に関する条例を全会一致で可決したことを受け止め、本会議一般質問のインターネット録画配信時の字幕表示の導入に向けて進めることで意見が一致した。

### 【今後の課題】

手話通訳とともに字幕表示も進めていく等の意見があり、具体的な手法を今後検討していく。

### ○主な意見

- ・ テレビ放送では、手話よりも字幕が付いていることが圧倒的に多い。障害のあるなしにかかわらず、字幕があるほうが分かりやすいのではないか。(公明党)
- ・ 条例は、手話は言語であるというものに限らず、障害者のコミュニケーションに関わるものであり、手話通訳と同時に字幕表示も検討するべき。(日本共産党)
- ・ リアルタイムで字幕表示を入れることが可能ならば、入れたほうがよい。手話通訳と字幕表示とを、同時に進めるべき。(民主ネット)
- ・ 字幕表示は、自分の発言がきちんと伝わっていることがわかるため、できれば字幕表示を進めていきたい。(都民ファーストの会としま)
- ・ 手話通訳と同時に、録画配信時の字幕表示を進めていくことでよいのではないか。(無所属)

---

## (12) 議会独自の対応要領の作成 ★

### ○検討結果

作成すべきとする意見と、作成に向け検討、議論を要するという意見がある。引き続き作成に向けた検討が必要である。

議会独自の対応要領を作成すべきとの会派（民主ネット）、まず議員全員を対象とした障害者差別解消法に係る勉強会後に判断するとする会派（自民党豊島区議団、公明党、日本共産党）、検討会において出された意見を正副幹事長会に報告し、正副幹事長会にて決定するのがよいとする会派（都民ファーストの会としま）があった。

### ○勉強会後の主な意見

#### （作成すべきとする意見）

- ・ D P I 日本会議が議長会に要望しているのは、議会独自の対応要領であり、これが必要と考える。議員を対象とする対応要領は確認されていないが、むしろ先進的に本区で作成していくべき。基本的な事項を要領で定め、個別具体的には各団体の意見を聴いて別記で定めることが考えられる。行政側の要領では、対外的な対応が重視されているところがあるが、障害を持つ議員が誕生することもあり得る。そのようなときに、何も対応が決まっていないという不安定な状況ではなく、基本的な考え方が確認できていると良い。障害者の権利をしっかりと守っていくということが確認できるようなものができるとよい。対応要領という形式で基本的な理念を確認し、施策の根拠となるものとして定めたほうが分かりやすい。（民主ネット）
- ・ 障害を持つ方が議員になるという可能性も非常にある。そうなってから慌ててつくるよりも、あらかじめ議論して整備しておくことが大切。（無所属）

#### （作成に向け検討、議論を要するという意見）

- ・ 区議会としての対応要領がどういう方向を目指しているのか、区議会としての対応要領が必要なのか、どういうことで必要なのか、の議論が必要。今のところ、議員は、車いすのままでは議席につくことはできない。勉強会では、身体障害に係る意見は挙げられたが、肢体だけではなく、視覚、聴覚等の障害にも対応するものとするのか。施設の整備に係るものもあるが、全部、個別具体的に議論していくのか。議会としての対応要領なのか、整理する必要がある。今現在の豊島区議会が、まだまだ合理的な配慮が全部できずに改善すべき点がある。基本理念を謳うのであれば、申合せとして、障害を持った人への対応については、差別解消法の理念に沿う等の一文を入れて、合理的な配慮を行う根拠とすることもできるのではないか。対応要領と銘打たなくてもよいし、要領としてもよいが、その辺の整理をしてはどうか。（日本共産党）
- ・ 議員が障害を持つようになったとき、また、障害のある方が議員になったときに対応できるものが必要という思いである。（自民党豊島区議団）
- ・ 既存の対応要領は、国のものも含めて職員を対象とするもの。行政側のものとは違って、議会独自のものを作成するとなると、難しい。議会としてどういうものを示すことができるのか、具体例があるとありがたい。（公明党）
- ・ すべての障害に対応するものを用意しておくのはなかなか難しい。具体的なものが出てこない判断できない。（都民ファーストの会としま）

## 2. 一般質問について

### (1) 質問方式（一問一答方式の検討） ★

#### ○検討の視点と課題

#### ○検討経過

前期の検討会において、以下のとおり検討された。

「多分野に跨る課題や重層的な論点を質す上での有用性から、従前どおりの一括方式を維持すべきとする意見と、論点が明確になり区民に分かりやすい一問一答方式を導入すべきとの意見があるが、一致には至っていない。

なお、一問一答方式を採用する場合において、一括方式との選択制も含め、検討してはどうかとの意見が中心だった。」

今期の検討会においても、一問一答方式を導入すべきという意見と、一問一答方式の導入には慎重であるべきとする意見があり、意見は一致していない。

#### ○主な意見

(一問一答方式を導入すべき（一括方式との選択制を含む）、導入に前向き、とする意見)

- ・ 区民にとってわかりやすい議会を第一に考えると、様々なやり方を取り入れてよいと考える。すべて一問一答方式で行うということではなく、選択制とすることも検討しては。(公明党)
- ・ イメージがわからない場合は、動画の視聴等を行い、メリット、デメリットを精査、確認してみても。(公明党)
- ・ 代表質問と一般質問の区分にも関わるが、例えば代表質問については一括方式、一般質問については一問一答方式とする等の議論も可能である。(民主ネット)
- ・ 前向きに考えたい。一問一答方式のイメージはなかなか持てないが、区民目線で考えたときに、よりわかりやすいことがよい。一問一答方式か一括方式かは問わない。(都民ファーストの会としま)

(一問一答方式の導入には慎重であるべきとする意見)

- ・ 質問するに当たって、大きな流れ、ストーリーを考えて質問していくのが今までの一括質問の流れかと思う。一括質問方式の方が望ましいと考える。(自民党豊島区議団)
- ・ 持ち時間制とも関係するが、質問時間、答弁時間をどう考えるかという議論になる。持ち時間制廃止が望ましいと考える当会派の主張とは逆になる可能性がある。(日本共産党)

## (2) 持ち時間制の検討 ★

### ○検討の視点と課題

#### ○検討経過、

前期の検討会において、以下のとおり検討された。

「持ち時間制を廃止すべきとする意見と持ち時間制を堅持すべきとする意見があり、一致に至っていない。

一問一答方式を採用した場合でも現行の質問時間は確保すべきとの意見があった。」

今期の検討会においても、持ち時間制は廃止すべきとする意見と持ち時間制は堅持すべきとする意見があり、意見は一致していない。

#### ○主な意見

##### (持ち時間制は廃止すべきとする意見)

- ・ 持ち時間制は廃止して自由に議論できるようにするのがよい。(日本共産党)

##### (持ち時間制は堅持すべきとする意見)

- ・ 持ち時間制は堅持するべき。エンドレスはよくない。協議して決めた当議会のルールである。(都民ファーストの会としま)
- ・ 持ち時間制は継続する。ただし、答弁時間が長くなる場合があるので、持ち時間に比例した答弁時間を考えることが必要。(自民党豊島区議団)

---

## 3. 費用弁償について

### (1) 日額旅費の全廃 ◆ (実施済)

平成29年5月25日、豊島区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正を議決

費用弁償は、職務の執行に要した経費を償うために支給するものである。実際に会議に出席するためにどの程度の費用がかかっているのかを考えると、豊島区内を端から端へ移動しても、3,000円はかからない。実費弁償とするにも事務が煩雑になる。

以上のことから、すみやかに日額旅費を全廃(実費弁償もなし)とすることで全会派の意見が一致し、平成29年4月21日、正副幹事長会へ報告した(P-14のとおり)。

平成29年第1回臨時会にて、上記条例を改正した。

---

## 4. 政務活動費領収書等のインターネット公開について

### (1) 政務活動費領収書等のインターネット公開 ◆ (実施済)

平成30年1月19日、正副幹事長会報告  
平成30年2月14日、豊島区議会情報公開条例の一部改正を議決  
平成31年1月21日、平成29年度政務活動費収支報告書及び領収書等を  
区議会ホームページにて公開

政務活動費に係る資料については、区議会ホームページにおいて収支報告書を掲載してきたが、平成29年9月13日の正副幹事長会において、領収書等についてもホームページにて公開することが決定し、議会改革検討会において公開に係る具体的な検討を行うこととなった。

検討の過程で、豊島区議会情報公開条例の規定と現状の個人情報の取扱いとの間に大きな乖離があることが判明した。政務活動費領収書等のインターネット公開に向け、個人情報の取扱いを慎重に行うこととするため、豊島区議会情報公開条例の一部改正が必要である旨、平成30年1月19日、正副幹事長会へ報告した(P-16のとおり)。

検討の結果、平成30年4月5日に、公開に向けた準備事項として、領収書へ記載されるべき事項等領収書を補完又は代替する書類、感熱紙領収書の保全及び領収書貼付様式について、また、平成29年度の政務活動費領収書を平成30年秋口以降に公開すること、平成29年度以降発生する分について、議会情報としての保存期間である5年間公開すること等で各会派の意見が一致し(P-17のとおり)、平成30年4月20日、正副幹事長会へ報告した。

平成29年度分の政務活動費収支報告書及び領収書等について、平成31年1月21日に区議会ホームページに掲載した。

附 属 资 料

豊島区議会 議会改革検討会の設置について  
(平成28年12月 9日 正副幹事長会決定 )  
(平成29年 5月 8日 正副幹事長会一部改正)  
(平成29年 8月25日 正副幹事長会一部改正)

1. 目的

議会運営・活動全般を調査検討し、本区議会改革に向けた方策・要望をとりまとめ、検討結果を報告する。

2. 会議体の位置付け・役割

正副幹事長会の下部組織とする。正副幹事長会の下命に基づき調査・検討し、正副幹事長会に報告する。

3. 構成員等

正副幹事長会を構成する、交渉会派から2名及び交渉会派以外の会派から1名並びに会派に属さない議員3名のうちから1名を選任し、そのうちから正副会長を互選する。

正副議長はオブザーバーで出席する。

4. 構成員以外の議員の取扱い

- ① 議員の傍聴を認める。
- ② 配付資料及び検討結果概要は区議会ポータルに掲載する。
- ③ 随時、要望・意見を受け付け、事務局で集約した上、適宜検討会にて報告する。

5. 設置の時期

検討会は、平成28年12月に設置する。

6. 検討事項

正副幹事長会より下命された検討項目とし、検討項目の追加は正副幹事長会において決定する。

7. その他

検討会の資料及び会議録は、正副幹事長会と同様の取扱いとする。



平成29年2月8日  
豊島区議会 議会改革検討会  
平成29年5月11日一部改正  
平成29年9月7日一部改正

## 豊島区議会 議会改革検討会運営要綱

(目的)

第1 豊島区議会議会改革検討会（以下「検討会」という。）は、議会運営、議会活動全般を調査し、本区議会改革に向けた方策を検討することを目的とする。

(正副会長)

第2 検討会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選任する。

(運営)

第3 会長は検討会を代表し、会務を総括する。

2 会長に事故あるときは、副会長がその職務を代理する。

3 検討会は、会長が必要に応じて招集する。

4 会長は、必要があると認めたときは、委員以外の議員及び理事者を会議に出席させることができる。

5 委員以外の議員は、検討会を傍聴することができる。

(検討項目)

第4 検討項目は、区議会正副幹事長会で決定の上、検討会に下命する。

(報告)

第5 会長は、検討結果を区議会正副幹事長会に報告するものとする。

(庶務)

第6 検討会の庶務は、区議会事務局において処理する。

(委任)

第7 本要綱に定めるもののほか、検討会の運営その他について必要な事項は、会長が検討会に諮って決定する。

正副幹事長会報告書

平成29年4月21日

正副幹事長会 様

議会改革検討会会長 磯 一昭

### 議会改革検討会結果の報告について

検討項目について協議する中で意見のまとまった2点について、下記のとおり報告いたします。

#### 記

##### 1. 障害者に配慮した議会体制について

法の理解を深めるため、全議員を対象とした勉強会を開くことが必要であるということで意見が一致した。

##### 2. 費用弁償について

本会議、委員会に出席した際、一律3千円が支給される費用弁償（日額旅費）を廃止すべきであるということで意見が一致した。

平成29年9月13日

正副幹事長会 様

議会改革検討会会長 磯 一昭

### 議会改革検討会結果の報告について

検討項目について協議する中で意見のまとまった2点について、下記のとおり報告いたします。

#### 記

#### 1. 障害者に配慮した議会体制について

##### (1) 議場・傍聴席への携帯品に関して

- ① 豊島区議会会議規則に定められている、議場に入る者が着用し、携帯してはならないものについて、「帽子、外とう、えり巻、つえ、かさの類」という特定の事物を例示する表現を改めるべきであるということで意見が一致した。
- ② 豊島区議会傍聴規則に定められている、傍聴人の守るべき事項に係る「帽子、外とう、えり巻の類」と表現されている、傍聴人が着用してはならないものに関する規定を撤廃するべきであるということで意見が一致した。

##### (2) 請願・陳情に関して

豊島区議会会議規則に定められている請願・陳情に関する事項に関して、点字により記載された請願書・陳情書を受理することについて処理手順の整理を図るべきであるということで意見が一致した。

平成30年1月19日

正副幹事長会 様

議会改革検討会会長 磯 一昭

### 議会改革検討会結果の報告について

検討項目について協議する中で意見のまとまった事項について、下記のとおり報告いたします。

#### 記

##### 1. 政務活動費領収書等のインターネット公開について

現下の社会情勢の変化に即して個人情報等の取扱いを慎重に行うため、所要の規定改正を図ることが必要であるということで意見が一致した。

平成30年4月5日

正副幹事長会 様

議会改革検討会会長 磯 一昭

### 議会改革検討会結果の報告について

検討項目について協議する中で意見のまとまった事項について、下記のとおり報告いたします。

#### 記

#### 1. 政務活動費領収書等のインターネット公開について

##### I. 公開に向けた準備

##### (1) 見やすい公開の実現

##### ① 領収書

##### i) 領収書へ記載されるべき事項の確認

※ 宛先、領収金額、内訳、発行者名・印、発行日の記載を要する旨の確認

- ・ 原則として、領収書には宛先、金額、内訳、発行者名・印、発行日のすべてが記載されていることを要する。
- ・ 内訳等の記載のない領収書には、他の書類を添付し当該記載のない箇所を補完する。

※ アルバイト賃金等人件費など発行者の自署によるべき場合の確認

- ・ 人件費領収書の発行者名の記載は自署によることを要する。

※ 公開時にマスクングする個人情報（住所・氏名・印影・電話番号等）の確認

- ・ 会派会計責任者の印影はマスクングしない。

- ・ 支払証明書など会派において発行する書類に押印する幹事長の印影はマスキングしない。
  - ii) 領収書を補完又は代替する書類の確認
    - ※ 領収書の改竄防止（領収書本体には一切手を加えない）の確認
      - ・ 領収書に手を加えることはしない。
      - ・ 内容に不十分な箇所がある場合には別の形でそれを補完する。
  - iii) 感熱紙領収書の保全
    - ・ 領収書の原本にコピーを添えて貼付し、両者の内容が相違ないことについて会派会計責任者及び区議会事務局職員が各々確認した上で、コピーの傍らに確認日を記載し、確認印を押すことにより証明する。
- ② 領収書貼付様式
- i) 巨大な領収書、裏面に記述のある領収書の取扱い
    - ・ 裏面に記述のある領収書は、裏面のコピーを原本に添えて貼付する。
  - ii) 領収書貼付様式綴り順の確認
    - ・ 科目順に整理する。

## II. 公開の開始

- ・ 平成29年度の分を30年秋口以降公開する。

## III. 公開の期間

- ・ 平成29年度以降発生する分について、議会情報としての保存期間である5年間公開する。

## IV. 領収書等の証拠書類表示画面の印刷

- ・ 不可とする。

## 検討経過一覧

回	開会日	議 題
第1回	29年 2月 8日	1. 検討会の運営について (1) 検討会の設置について (2) 検討会運営要綱(案)について (3) 会議録について 2. 検討項目について (1) 障害者に配慮した議会運営について (2) 一般質問について (3) 費用弁償について
第2回	29年 4月 4日	1. 検討会の運営について (1) 検討会運営要綱について (2) 会議の公開について 2. 検討項目について (1) 障害者に配慮した議会体制について ※ 全議員を対象とした勉強会をすみやかに開催することで意見が一致したことを正副幹事長会へ報告することとなる。 (2) 一般質問について (3) 費用弁償について ※ 日額旅費を全廃することで意見が一致したことを正副幹事長会へ報告することとなる。 3. 会議録について
第3回	29年 5月11日	1. 検討会の運営について (1) 検討会運営要綱(一部改正案)について (2) 会議録及び論点の整理について 2. 検討項目について (1) 障害者に配慮した議会体制について ①全議員を対象とする勉強会の開催について ②議会独自の対応要領の作成について ③その他各委員から意見のあった事項について (2) 一般質問について (3) 費用弁償について
第4回	29年 9月 7日	1. 検討会の運営について (1) 検討会運営要綱(一部改正)について 2. 検討項目について (1) 障害者に配慮した議会体制について ①議員勉強会について ②議会独自の対応要領の作成について

		<p>③会議規則の「つえ」の記載について</p> <p>※ 豊島区議会会議規則及び豊島区議会傍聴規則を一部改正することで意見が一致したことを正副幹事長会へ報告することとなる。</p> <p>④その他各委員から意見のあった事項について</p> <p>※ ヒアリンググループマークの利用申請を行うこととなる。</p> <p>(2) 一般質問について</p> <p>(3) 費用弁償について</p>
第5回	29年11月1日	<p>1. 検討項目について</p> <p>(1) 政務活動費領収書等のインターネット公開について</p> <p>※ 9月13日の正副幹事長会にて追加で下命され、優先的に協議することとなる。平成29年度分の領収書等を、平成30年の秋頃を目途に公開することで意見が一致する。</p>
第6回	29年12月14日	<p>1. 検討項目について</p> <p>(1) 政務活動費領収書等のインターネット公開について</p> <p>※ 豊島区議会情報公開条例の一部改正を行うべきであることを、正副幹事長会へ報告することとなる。</p>
第7回	30年1月17日	<p>1. 検討項目について</p> <p>(1) 政務活動費領収書等のインターネット公開について</p>
第8回	30年4月5日	<p>1. 検討項目について</p> <p>(1) 政務活動費領収書等のインターネット公開について</p> <p>※ 会派の合意が得られた事項について、正副幹事長会に報告することとなる。</p> <p>(2) 障害者に配慮した議会体制</p>
第9回	30年5月16日	<p>1. 検討項目について</p> <p>(1) 障害者に配慮した議会体制に向けたアンケートの実施について</p> <p>※ 6月4日の障害者団体連合会定例会に出席し、団体の長あてにアンケートの依頼をすることとなり、また、7月下旬に施設見学会を開催することとなる。</p>



第10回	30年 6月 6日	1. 検討項目について (1) 障害者に配慮した議会体制に向けたアンケート依頼の報告について (2) 議会施設見学会について
第11回	30年 7月10日	1. 検討項目について (1) 障害者に配慮した議会体制に向けたアンケートの結果について (2) 議会施設見学会について
第12回 (議会施設見学会)	30年 7月25日	1. 議会施設見学会 (1) 豊島区障害者団体連合会による議会施設見学会 (2) 豊島区障害者団体連合会との意見交換
第13回	30年 9月 4日	1. 検討項目について (1) 議会施設見学会報告書(案)について ※ 正副会長(案)のとおり決定し、正副幹事長会への報告後、障害者団体連合会に報告書を提出することとなる。 2. 今後の検討の進め方について
第14回	30年11月 1日	1. 検討項目について (1) 議会施設見学会における課題の整理について 2. 今後の検討の進め方について
第15回	30年12月18日	1. 検討項目について (1) 議会施設見学会における課題の整理について (2) 議会改革検討会検討結果報告について ※ 録画配信時の手話通訳及び録画配信時の字幕表示については、導入する方向で意見が一致する。
第16回	31年 1月22日	1. 検討項目について (1) 議会施設見学会でのご意見等に対する議会改革検討会の考え方(案)について ※ 各会派の意見がまとまり、正副幹事長会に報告の上、障害者団体連合会に提出することとなる。 (2) 議会改革検討会30年検討結果報告(案)について ※ 手話通訳はライブ中継から行うとの正副会長案を承認し、各会派の意見がまとまる。この修正を加えた報告書を正副幹事長会に提出することとなる。

## 議員勉強会 尾上副議長議場等視察時のコメント

### 8階

#### 議場

- ① 車いすのままでは、1列目から3列目まで、議員席の奥まで入れない。  
(幅 60 cm ※いすを後ろに下げた場合 幅 50 cm)



- ② 登壇者席に上がるのに段差がある (スロープは左右1箇所ずつしかない)。  
簡易のスロープがあるだけでも違うのでは。



登壇席に上がるまでの段差



議長席に上がるまでの段差

- ③ 登壇者席は起立して発言することを前提としているので、車いす使用者には位置が高い。



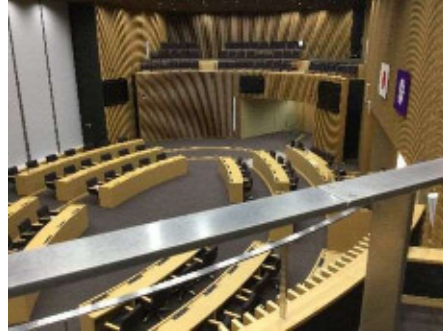
## 9階

### 議場傍聴席

- ① 段差がなく車いすがそのまま入れるのは良い。
- ② 車いす席から議長席を見たとき、いすの高さにもよるが、手すりが視線に入り見づらい。



立って見た場合



座って見た場合

- ③ 介助者用にいすが置けるスペースがあり、柔軟に対応できるのは良い。
- ④ 手話通訳者の立ち位置、優先席が決まっているのは良い。
- ⑤ 傍聴席奥まで進んだ位置からならばよく見える。介助者も傍聴席に座れ、補助犬のためのスペースも確保しやすい。柔軟な対応がされると良い。



### 委員会室

- ① 段差がなく車いすがそのまま入れるのは良い。

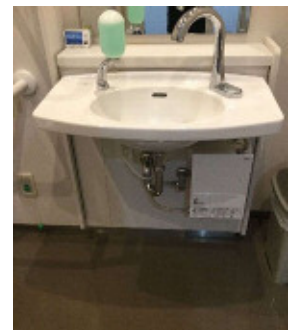
## 誰でもトイレ

- ① 新しい、いいデザイン。多機能トイレは押しボタンが多数あり、視覚障害のある方は間違えて呼出ボタンを押してしまうことがよくある。

6～7年前にJISで規格が決まり、トイレットペーパーの上に水を流すボタンをつけるようになった。規格どおりに設計、取り付けられており、分かりやすい。



- ② 流しの下に排水パイプがコンパクトにまとめてあって、足を入れるスペースがあり、車いすのままで手を洗える位置まで進むことができている。



## エレベーター脇の庁舎案内図

- ① 高さが10センチくらい低いと見やすい。
- ② 高さにもよるが、天井ライトの反射で見えづらい。



立って見た場合



座って見た場合

## 1階

### 受付

- ① 総合受付のカウンターは、起立して対応することを前提としているので、車いす使用者には位置が高い。

## 障害者に配慮した議会体制に向けたアンケート 議会施設を見学してみませんか？

日頃より区政ならびに区議会活動にご協力いただきありがとうございます。

さて、豊島区議会では、「障害者に配慮した議会体制」に向け検討を進めております。昨年度には全議員を対象に、DPI（障害者インターナショナル）日本会議の副議長を講師に招き、障害者差別解消法についての勉強会も開催いたしました。これまで区議会では、点字版・テープ版の区議会だよりを発行してきましたが、さらに、①聴覚障害に配慮したヒアリンググループ（磁気ループ）の設置、②点字による請願・陳情の受付開始、③議場内への「つえの携帯禁止」の削除などの取り組みを進めてまいりました。また、今後は障害のある方が議員になること、または議員が障害者になることも考えられます。

このようなことから、より障害者に配慮した議会体制を進めていくために、直接、皆さまから、議会施設へのご意見や障害者に配慮した議会体制へのご意見などお伺いしたいと思っております。

つきましては、下記アンケート、ならびに議会施設への見学会への参加意向についてお伺いしたいと思いますので、ご協力のほどお願いいたします。

豊島区議会 議会改革検討会

### アンケート

問 1・団体名 ( )

問 2・区議会が障害者に配慮した議会体制に取り組んでいることを知っていますか。

- ① 知っている ② 知らない

問 3・区議会の情報をどのように取得していますか（複数回答）。

- ① 区議会だより ② 点字版・区議会だより ③ テープ版・区議会だより  
④ ホームページ ⑤ インターネット中継 ⑥ 広報としま  
⑦ 議員・政党などのお知らせ ⑧ 議員からの説明  
⑨ 情報は取得していない  
⑩ その他 ( )

問 4・問 3 の区議会の情報がわかりにくいと思ったことはありますか。

- ① ある ⇒ (具体的に )  
② ない

問 5・これまでに区議会を傍聴されたことはありますか。

- ① ある    ② ない

問 6・問 5 で②と回答した方で、傍聴されない主な理由は何ですか。

- ① 興味がない  
② 傍聴する必要がない  
③ 障害に対し施設が対応していない  
⇒ (具体的に

- ④ その他 (

)  
)

問 7・障害者に配慮した議会体制について、自由に思うことをお書きください。

**団体で区議会の施設を見学してみませんか**

検討会では 7 月下旬に、団体ごとに 1 時間 30 分程度の議会施設の見学会ならびに意見を伺う会を開催したいと考えています。

問 8・この会に、団体での参加（10 名程度以内）を希望しますか。

- ① 希望する  
(⇒希望される団体には、後日、障害福祉課を通じ、別途ご案内させていただきます)  
② 希望しない

このアンケートは、6 月 20 日ごろまでに、障害福祉課に提出（郵送等）をお願いします。

問い合わせ・豊島区議会 議会改革検討会（豊島区議会事務局）

電話 03-3981-1453 （担当・野上、田村）

FAX 03-3981-3975

メール A0028903@city.toshima.lg.jp

## 障害者に配慮した議会体制に向けたアンケート 集計

問1 団体名	問2 区議会が障害者に配慮した議会体制に取り組んでいることを知っていますか。	問3 区議会の情報をどのように取得していますか(複数回答)。	問4 問3の区議会の情報がわかりにくいと思っ たことはありますか。	問5 これまでに区議会を傍聴されたことはありますか。	問6 問5で②と回答した方で、傍聴されない主な理由は何ですか。	問7 障害者に配慮した議会体制について、自由に思うことをお書きください。	問8 この会に、団体での参加(10名程度以内)を希望しますか。
1 豊島区身体障害者福祉協会	①知っている	①区議会だより ⑥広報としま ⑦議員・政党などのお知らせ	②ない	②ない	—	—	①希望する
2 豊島区手をつなぐ親の会	①知っている	①区議会だより ⑥広報としま	②ない	①ある	—	会長としては、議会のことは分かっているつもりですが、会員はなかなか行きづらい、また、どのようにしてよいか、分からない人が多いとおもいますが、気楽に聞きに行けるように声かけをしていただけたらとおもっています。	—
3 豊島区肢体不自由児者を育てる会	②知らない	①区議会だより ⑥広報としま ⑦議員・政党などのお知らせ	②ない	②ない	②傍聴する必要がない	—	②希望しない
4 豊島区聴覚障害者協会	①知っている	①区議会だより ④ホームページ ⑤インターネット中継 ⑦議員・政党などのお知らせ	①ある (議会場において情報保障がない。事前に手話通訳を手配しないと出来ない。)	①ある	—	いつでも情報保障される体制をのぞみます。受付でもコミュニケーション出来る様にしてほしい。	①希望する
5 豊島区心身障害児父母連合会(つくしの会)	②知らない	③テープ版・区議会だより ⑥広報としま ⑧議員からの説明	—	②ない	④傍聴する機会がない	区全体についても言えることですが、段差のない広い通路をお願いします。議会の開催中の傍聴も参加してみたいです。	①希望する
6 豊島家族会	①知っている	①区議会だより ⑥広報としま ⑦議員・政党などのお知らせ	②ない	②ない	④傍聴する機会がなかった。	—	①希望する 連合会で参加を希望します。

# 豊島区障害者団体連合会による議会施設見学会

(第12回 議会改革検討会)

日時：平成30年7月25日（水曜日）  
午前10時03分～午前11時57分

参加者：身体障害者福祉協会（2名）  
手をつなぐ親の会（1名）  
肢体不自由児者を育てる会（2名）  
聴覚障害者協会（2名）  
豊島家族会（1名）

## 議会施設見学コース

区議会事務局事務室 ⇒ 議場傍聴席（事務局側） ⇒ 議会図書室 ⇒  
第1委員会室 ⇒ 第2委員会室 ⇒ 多機能トイレ ⇒ 議場 ⇒  
議員協議会室 ⇒ 会派控室前廊下 ⇒ 女子トイレ・男子トイレ ⇒  
議員応接室（第1） ⇒ 第3委員会室



## 施設見学後の意見、感想など

### 区議会事務局窓口

- ・手話通訳者を配置してほしい。
- ・手話通訳を10分、15分で派遣してくれる議会独自の制度をお願いしたい。





## 傍聴席

- ・車椅子スペースは余裕をもって2台分あり、妥当である。
- ・車椅子スペースからの目線では、手すりが気になる。
- ・一般傍聴席からも、場所によっては手すりが気になる。
- ・車椅子スペースに車椅子マークが必要では。
- ・ヒアリンググループには、両耳イヤホンを用意したほうがいい。
- ・中難聴者のヒアリンググループの席にカバーをつけているのに、聴覚障害者の席にはカバーがついてないのはなぜか。
- ・議会傍聴の手話通訳者が立つ指定の場所は危ない。建築上難しいと思うが、座ったまま後ろに壁があるなどの配慮がなかったことは残念だと思う。



議会図書室



第1委員会室

## 議場

- ・議場内のスロープは車椅子で自走できる。できないところは、お手伝いいただければ対応可能である。
- ・議場入口の倉庫前のガラスの壁、入った瞬間に目について怖いなという印象が残った。直せるなら低くして、木の手すりなどつけたらいいか。
- ・議長席、万が一、障害者の方が議長になったときに、あの階段では上れない。スロープでも上りきれないと感じた。



議長席を確認する見学者



本会議場 演台



議員協議会室の磁気ループ

## トイレ

- ・個室が狭く、昔のままの幅しかなくがっかり。
- ・便座が、低く使いづらい。高さは45cmぐらいがいい。
- ・トイレの便器が低くなると、手すりまで低くなっている。
- ・水洗ボタン、トイレットペーパーなどの配置が遠いので改善が必要。
- ・多目的トイレ内のベッドについては、大人でも利用できるようにしてほしい。
- ・多目的トイレ内のベッドで、浮浪者みたいな方が寝ていたり飲食をするなど、長時間利用していることが見受けられる。警備員による注意をうながせる対応も必要。
- ・第3回議会報告会で改善をお願いした特定の方のトイレの長時間使用について、検討するという回答でしたが1年経っています。もっと早くスピーディーに進めてほしい。
- ・トイレへの動線が入り組んでいる。



多目的トイレ



男子トイレ

## 区議会だより

- ・テープ版の区議会だよりを、デジ版（CD）にしてほしい。

## ホームページ

- ・掲載の形式についてはPDFではなく、エクセルあるいはワード、テキスト文書の形式で設定していただきたい。

## その他の意見

- ・これからは、豊島区議会だよりを隅々まで時間をかけてゆっくり読んで、もっともっと身近に感じたい。

## 後日、障害福祉課を經由し、提出された意見

### (見学会当日との重複意見は除く)

- ・ 区役所には色々な用事で、幾度も訪ねていましたが、今回、上の階まで行かせて頂いたのは初めてでした。設備が整っていて、一般も自由にいかれるそうで満足でした。一度実際の会議の様子を見学して見たいと思います。ただ、私は車椅子生活者なので、駅からの道が結構キツイので、一日も早くシャトルバスが使える事を期待しています。
- ・ 近くの住民のお話ですと、用事があって、訪庁舎した折り、インフォメーションが分かりにくいし、堅い感じで庁舎というより、どこかの大会社に来たような感じで不安になったそうです。帰りに見回したところ、そう言われれば確かに、馴染みにくいかな、と思いました。
- ・ 多目的トイレについては、たくさんの意見が聞かれましたので、同意見とさせていただきます。
- ・ 傍聴席の中に手話通訳者の席を作ってほしい。
- ・ 豊島区の歴史（9階廊下）を、もっと目につく所にしたら良いのでは。

平成31年 月 日

豊島区障害者団体連合会 様

豊島区議会 議会改革検討会

議会施設見学会でのご意見等に対する議会改革検討会の  
考え方について

日頃より区政ならびに区議会活動にご協力いただきありがとうございます。

さて、昨年7月に実施しました議会施設見学会には、お忙しい中、お越しいただきありがとうございます。

豊島区議会で検討を進めている「障害者に配慮した議会体制」に向けて、皆様から、議会施設や障害者に配慮した議会体制への貴重なご意見を伺うことができました。いただきましたご意見については、事務局に現状を確認させ、議会改革検討会において、検討を重ねてまいりました。

この度、議会改革検討会における考え方を取りまとめましたので、別紙のとおり、お届けいたします。

また、先の第4回定例会では、「豊島区手話言語の普及及び障害者の多様な意思疎通の促進に関する条例」を全会一致で可決しました。このことから、議会改革検討会においても、区議会一般質問への手話通訳導入等を進めていくよう検討会報告をまとめているところです。

引き続き、豊島区議会は「障害者に配慮した議会体制」に取り組んでまいりますので、ご理解ご協力のほどよろしく願いいたします。

問い合わせ・豊島区議会 議会改革検討会（豊島区議会事務局）

電話 03-3981-1453 （担当・野上、田村）

FAX 03-3981-3975

メール A0028903@city.toshima.lg.jp

# 議会施設見学会でのご意見に対する議会改革検討会の考え方まとめ

## 1・事務局窓口について

ご意見等	事務局による現状確認など	議会改革検討会の考え方
<p>(手話通訳について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>手話通訳者を配置してほしい。</li> <li>手話通訳を10分、15分で派遣してくれる議会独自の制度をお願いしたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>4階の「手話通訳派遣センター」には、通訳者が常時2名配置されている。</li> <li>派遣を依頼する場合には、2日前までに申請が必要である。</li> <li>急な窓口同行への依頼については、通訳者が空いており、短時間でであれば、対応できる場合もある。</li> <li>港区においてICTを活用した遠隔手話通訳サービス事業を業務委託により実施している。本区において実施する場合には、手話通訳派遣センターとの役割分担など、全庁的な対応で検討する必要があると考える。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>手話通訳者の議会議務局常駐という対応ではなく、手話通訳派遣センターと連携を密にし、合理的配慮を提供するよう事務局に要望していきます。</li> <li>ICTを活用した遠隔手話通訳サービスの活用については、検討すべき課題として区側に要望していきます。</li> </ul>

## 2・議場について

ご意見等	事務局による現状確認など	議会改革検討会の考え方
<ul style="list-style-type: none"> <li>議場入口の倉庫前のガラスの壁、入った瞬間に目について圧迫感があり怖いという印象が残った。直せるなら低くして、木の手すりなどつけたらいいか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ご意見には大規模改修時に対応を検討していくのが現実的と考える。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>倉庫前に段差があり、転落防止用に設置しているものです。ガラス素材の変更については、将来の大規模改修時の検討課題といたします。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>議長席、万が一、障害者の方が議長になったときに、あの階段では上れない。スロープでも上りきれないと感じた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>スロープの設置とともに、職員が介添えするなどの対応をしていきたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>スロープの設置や、職員が介添えするなど、障害の程度に応じた合理的配慮により対応します。</li> </ul>

## 3・傍聴席について

ご意見等	事務局による現状確認など	議会改革検討会の考え方
<p>(手すりについて)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>車椅子スペースからの視線では、手すりが気になる。</li> <li>一般傍聴席からも、場所によっては手すりが気になる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ご指摘のような場所がある。</li> <li>ご意見には大規模改修時に対応を検討していくのが現実的と考える。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>車椅子専用スペース以外に、見やすい場所があり、傍聴者の希望を聞きながら、見やすい場所をご案内するよう合理的配慮に努めていきます。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>車椅子スペースに車椅子マークが必要では。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>通常、事務局職員が車椅子スペースまでご案内しているが、車椅子マークの表示については、対応可能である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>車椅子以外にも歩行者やベビーカーご使用の方の優先スペースとしての案内表示を検討いたします。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>ヒアリンググループには、両耳イヤホンを用意したほうがいい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>納入業者の製品には、両耳イヤホンはないとのことであるが、他のメーカーで受信機に接続できるものが確認できた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事務局に指示し、両耳イヤホンを用意いたしました。</li> </ul>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・中難聴者のヒアリンググループの席にカバーをつけているのに、聴覚障害者の席にはカバーがついてないのはなぜか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ヒアリンググループの席のカバーは、機器の関係で聞き取りやすい場所として表示している。</li> <li>・聴覚障害者用の席は、あえて指定はしていない。ただし、手話通訳者が入るときには、事前に打ち合わせした席を、通訳者用、また、手話通訳の見やすい席を優先席として、張り紙を掲示している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ヒアリンググループの席のカバーは、機器の関係で聞き取りやすい場所として表示しています。</li> <li>・聴覚障害者用の席は、指定はしていません。しかしながら、手話通訳者が入るときには、事前に打ち合わせした席を、通訳者用、また、手話通訳の見やすい席を優先席として、張り紙を掲示し、優先的にご案内しています。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会傍聴の手話通訳者が立つ指定の場所は危ない。建築上難しいと思うが、座ったまま後ろに壁があるなどの配慮がなかったことは残念だと思う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手話通訳者の立ち位置は、手話通訳センターと相談の上、決定している（事前に、立ち位置、優先席を決めていることは良い、と議員勉強会の講師より、平成29年に評価を得ている）。</li> <li>・ご意見のような設備は、大規模改修時に対応を検討していくのが現実的と考える。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手話通訳者が入るときには、事前に打ち合わせした席を、通訳者用、また、手話通訳の見やすい席を優先席として、張り紙を掲示し、優先的にご案内しています。</li> </ul>

#### 4・トイレについて

ご意見等	事務局による現状確認など	議会改革検討会の考え方
<p>(男子・女子トイレ)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個室が狭く、昔のままの幅しかなくがっかり。</li> <li>・トイレへの動線が入り組んでいる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・庁舎内トイレについては、都の福祉のまちづくり条例の整備基準どおりとなっている。</li> <li>・ご意見には大規模改修時に対応を検討していくのが現実的と考える。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・庁舎内トイレについては、都の福祉のまちづくり条例の整備基準どおりとなっております。</li> </ul>
<p>(多目的トイレについて)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・便座が、低く使いづらい。高さは45cmぐらいがいい。</li> <li>・トイレの便器が低くなると、手すりまで低くなっている。</li> <li>・水洗ボタン、トイレトペーパーなどの配置が遠いので改善が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・庁舎内トイレについては、都の福祉のまちづくり条例の整備基準どおりとなっている。整備基準では、便座の高さは40～45cm程度となっている。</li> <li>・便座面の高さについては、メーカーにより若干の差がでているが、約40cmが標準となっている（メーカーカタログなど）。</li> <li>・4階の多目的トイレにはかさ上げ用の便座を置いている。</li> <li>・庁舎運営課によると、低いという意見もあるが、逆に、高いと障害のある子どもが使いづらくなるという意見もあるとのことである。</li> <li>・水洗ボタン、トイレトペーパーなどの配置については、JIS基準どおりとなっている（議員勉強会の講師より、平成29年に評価を得ている）。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・庁舎内トイレについては、都の福祉のまちづくり条例の整備基準どおりとなっております。</li> <li>・水洗ボタン、トイレトペーパーなどの配置については、JIS基準どおりとなっております。</li> <li>・4階の多目的トイレには、かさ上げ用の便座を設置しておりますが、議会フロア（庁舎8・9階）にも、ご希望であれば、担当課に要望いたします。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・多目的トイレ内のベッドについては、大人でも利用できるようにしてほしい。</li> <li>・多目的トイレ内のベッドで、浮浪者みたいな方が寝ていたり飲食をするなど、長時間利用していることが見受けられる。警備員による注意をうながせる対応も必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・庁舎4階の多目的トイレには、大人用を設置しているが、他のフロアは子供用を設置している。</li> <li>・庁舎内（3階～9階）の多目的トイレについては、長時間利用に対する苦情はないとのことである。</li> <li>・庁舎1階共用部分は、庁舎運営課の担当範囲ではないが、情報を共有するとともに、防災センターへの情報提供を依頼した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・庁舎1階、4階の多目的トイレには、大人用を設置しておりますが、他のフロアに子供用を設置していますので、分かりやすいご案内に努めるよう依頼します</li> <li>・区有施設において、多目的トイレの不適切な長時間使用がある場合、ご連絡いただければ、担当部署へ情報提供し、巡回強化を依頼いたします。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・第3回議会報告会で改善をお願いした特定の方のトイレの長時間使用について、検討するという回答でしたが1年経っています。もっと早くスピーディーに進めてほしい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご意見は、公園のトイレについての意見と思われる。担当課では、パトロールを実施しているが、具体的な場所を教えていただければ集中的に対応していくとのことである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区有施設において、多目的トイレの不適切な長時間使用がある場合、ご連絡いただければ、担当部署へ情報提供し、巡回強化を依頼いたします。</li> </ul>

## 5・区議会だよりについて

ご意見等	事務局による現状確認など	議会改革検討会の考え方
<p>・テープ版の区議会だよりを、デジ版(CD)にしてほしい。</p>	<p>・現在は、テープ版と点字版を用意している。                      ・経費的には、テープ版の1.5倍が必要である。                      ・「広報としま」についても、デジ版の検討を進めている。</p>	<p>・テープ版も残しつつ、デジ版の作成を検討するよう事務局に指示します。</p>

## 6・ホームページについて

ご意見等	事務局による現状確認など	議会改革検討会の考え方
<p>・掲載の形式についてはPDFではなく、エクセルあるいはワード、テキスト文書の形式で設定していただきたい。</p>	<p>・HPのアクセシビリティ(年齢や身体障害の有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できること。)の確保と向上に取り組んでいる。                      ・PDFにおいても、読み上げソフトに対応した形式での掲載を基本に取り組んでいる。</p>	<p>・PDFについては、読み上げソフトに対応した形式での掲載を基本とし、テキストについても積極的に掲載するよう事務局に指示します。                      ・なお、政務活動費収支報告書、政務活動費領収書(今後公開予定)については、PDFにて原本写しを公開していますが、改ざん防止の点から、読み上げソフトに対応していない写真形式で掲載しておりますが、ご理解ください。</p>

議会改革検討会委員名簿

平成29年2月8日

会 派 名	委 員 名
自 民 党 豊 島 区 議 団	会 長 磯 一 昭
	池 田 裕 一
公 明 党	副会長 木 下 広
	高 橋 佳代子
日 本 共 産 党	小 林 ひろみ
	儀 武 さとる
民 主 ネット	永 野 裕 子
	村 上 典 子
都民ファーストの会としま	里 中 郁 男
	細 川 正 博



議会改革検討会委員名簿

平成29年5月11日

会 派 名	委 員 名
自 民 党 豊 島 区 議 団	会 長 磯 一 昭
	池 田 裕 一
公 明 党	副 会 長 木 下 広
	高 橋 佳 代 子
日 本 共 産 党	小 林 ひ ろ み
	儀 武 さ と る
民 主 ネット	永 野 裕 子
	村 上 典 子
都民ファーストの会としま	里 中 郁 男
	細 川 正 博
刷 新 の 会	ふるぼう 知 生

議会改革検討会委員名簿

平成29年9月7日

会 派 名	委 員 名
自 民 党 豊 島 区 議 団	会 長 磯 一 昭
	池 田 裕 一
公 明 党	副 会 長 島 村 高 彦
	高 橋 佳 代 子
日 本 共 産 党	小 林 ひ ろ み
	儀 武 さ と る
民 主 ネット	永 野 裕 子
	村 上 典 子
都 民 フ ェ ァ ー ス ト の 会 と し ま	里 中 郁 男
刷 新 の 会	ふ る ぼ う 知 生

議会改革検討会委員名簿

平成30年6月6日

会 派 名	委 員 名
自 民 党 豊 島 区 議 団	会 長      竹 下    ひろみ
	松 下    創一郎
公            明            党	副会長      島 村    高 彦
	辻                    薫
日 本 共 産 党	小 林    ひろみ
	儀 武    さとる
民 主 ネット	山 口    菊 子
	村 上    典 子
都民ファーストの会としま	河 原    弘 明
刷 新 の 会	ふるぼう 知 生